

1 趣旨

この要領は、郡山市が行うインターネット公売用オークションシステムを利用した公売手続（以下「インターネット公売」という。）の実施に関し、クレジットカードによる公売保証金の納付を希望する入札者又はせり売り参加者（以下「入札者等」という。）が多数見込まれることから、公売保証金の取扱いの特例（以下「特例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 公売保証金の納付の特例

郡山市は、インターネット公売の実施に当たり、インターネット公売用オークションシステムを提供する法人（以下「システム提供法人」という。）が、入札者等からクレジットカードによる公売保証金の納付及び返還について委任された場合は、そのシステム提供法人に対して、最高価申込者を決定するまで又はインターネット公売を中止するまでの間、公売保証金の納付を猶予することができる。

3 入札者等からシステム提供法人への権限の委任

(1) 入札者等は、インターネット公売システムの公売物件詳細情報画面上で、入札者等名義のクレジットカードを用いて必要事項を入力し、公売保証金の納付及び返還に関する権限をシステム提供法人に委任するものとする。

(2) システム提供法人は、受任権限に基づいて、入札者等の申出により公売保証金の額についてクレジットカード売上承認によるカード与信枠を取得するものとする。

4 公売保証金の納付猶予

(1) システム提供法人は、公売保証金の納付猶予を希望する場合、前条第2項の事実を証する書面及び直近の事業年度に係る財務諸表（次項において「書面」という。）を郡山市に提出するものとする。

(2) 郡山市は提出された書面により前条第2項の事実を確認し、適当と認められたときは、システム提供法人に対して入札又はせり売り開始前の公売保証金の納付を猶予するものとする。

(3) 郡山市は、第2項の規定により公売保証金の納付を猶予したときは、システム提供法人に口頭又は電子メールでその旨を通知するものとする。

5 猶予した公売保証金の納付

(1) システム提供法人は、売却決定前に最高価申込者の公売保証金（次順位買受申込者制が適用されるときは当該次順位買受申込者の公売保証金も含む。）又は最高価申込者の公売保証金となるべき金員を郡山市の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(2) 郡山市は、入札者等が国税徴収法第108条第1項の規定による公売への参加制限に該当する場合には、システム提供法人から速やかに当該入札者等の公売保証金又は当該入札者等の公売保証金となるべき金員の納付を受けるものとする。

6 公売保証金の返還

(1) システム提供法人は、公売保証金納付後速やかに、前条第1項及び第2項に規定する入札者等以外の入札者等のクレジットカード売上承認による与信枠を解除し、公売保証金の返還

に代えるものとする。

(2) 郡山市は、納付された公売保証金について返還事由が生じたとき（最高価申込者が買受代金を納付した場合の次順位買受申込者に係る公売保証金等）は、速やかにシステム提供法人が指定する銀行口座に振り込むものとする。

（附 則）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。